

6－2 農村整備事業関係 (農道)

（１）農道の定義を教えてください。

農道とは

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業で造成され、調査実施年の 8 月 1 日現在で、農道として農道台帳により管理されている幅員 1.8 メートル以上の道路とします。

なお、事業は終了していますが国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員 1.8 メートル以上の道路も含まれます。

ただし、農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まれません。

農水省所管事業の種類

- （１）農村整備事業（農道・集落道整備）
- （２）農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（通作条件整備））
- （３）農地防災減災事業
- （４）農業水路等長寿命化・防災減災事業（農道施設整備）

（２）農村整備事業（農道・集落道）について教えてください。

事業の目的

基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化や、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の農村インフラの高度化を支援することを目的としています。

事業区分に対する採択要件

区分	対象	要件
強靱化型	①受益面積 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上)で車道幅員 4m 以上(振興山村等においては 3m 以上)	個別施設計画が策定されており、かつ総事業費 3 千万円以上
	②地域防災計画の避難路等及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの	個別施設計画が策定されており、かつ総事業費 8 百万円以上
	③主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの	
	④施設の再編・集約を行うもの	
高度化型	既設の農道・集落道	事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込ませること。 総事業費 3 千万円以上
調査計画策定	強靱化型、高度化型の採択要件を満たす施設	
計画等策定事業	農道・集落道整備事業の実施に必要な整備方針の策定、機能保全計画の策定を行うもの	施設計画策定事業は事業費 2 百万円以上

事業主体、補助率

事業主体：県、市町村、団体

国補助率：強靱化型、高度化型、調査計画策定 50%

計画策定等事業 100%

留意事項

- ・ 既設の農道とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線をいう。
- ・ 集落道とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、要綱第 3 の 3 に定める地域内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路をいう。
- ・ 本事業を実施する場合、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約・災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等を定めた農村インフラ整備計画を作成すること
- ・ 強靱化型を実施する場合、市町村は当該道路の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について定めた強靱化方針を作成すること。
- ・ 高度化型を実施する場合、市町村は当該道路の整備方針や、関連する農業生産基盤等について定めた高度化方針を作成すること。

（３）農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（通作条件整備） について教えてください。

事業の目的

農業振興地域内において、農業生産性の向上及び農産物流通の合理化を図り、地域農業の振興と、併せて農村環境の改善を目的としています。

補助事業の種類

農山漁村地域整備交付金には、以下の事業区分があります。

○農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（通作条件整備））

…基幹農道整備（一般型）、（保全対策型）

…一般農道整備（一般型）、（樹園地等型）、（農業集落間型）、
（保全対策型）

※基幹農道

農産物の集出荷や市場への輸送等の農業用の利用を主体に、農村の社会生活活動にも利用される農村地域の基幹的な農道

※一般農道

農業生産活動に主に利用されるほ場内農道（幹線農道、支線農道、耕作道）

事業区分に対する採択要件

区分	内容	対象	要件
基幹農道 整備	一般型	農道網の基幹となる農道の新設・改良	通作条件整備計画の策定 受益面積 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上) 車道幅員 4m 以上(振興山村等においては 3m 以上) 総事業費 1 億円以上 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占める
	保全対策型	既設農道の点検診断、更新整備等	個別施設計画が策定されていること 受益面積 合計 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上) 総事業費 合計 3 千万以上 ※点検診断のみを行う場合、この限りではない
一般農道 整備	一般型	ほ場内の幹線となる農道等の新設・改良	通作条件整備計画の策定 受益面積 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上) 全幅員 4.5m 以上(振興山村等においては 4m 以上) 総事業費 5 千万円以上
	保全対策型	既設農道の点検診断、更新整備等	受益面積 合計 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上) 総事業費 合計 3 千万以上 ※点検診断のみを行う場合、この限りではない

事業主体、交付率

事業主体：県、市町村(保全対策型のみ)

国交付率：50%

留意事項

（１）受益地

- 1) 農振農用地であることが必要です。
- 2) 開発予定地を含める場合
 - ・農道事業の採択までに農用地開発事業の着手が確実となっていないとではなりません。
 - ・原則として事業着手のための土地改良法第 85 条の同意を農用地開発事業の受益者全員から得ていないとではなりません。
 - ・農地開発基本計画が決定していないとではなりません。

（２）市町村道

幹線市町村道は、事業の対象としません。

（３）計画路線の規模

接続する既設道路以上の農道は計画できません。

ただし、道路管理者より、農道完了以前に既設道路の改修計画確約書があれば考慮します。

（４）農業水路等長寿命化・防災減災事業（農道施設整備）について教えてください。

事業の目的

緊急度に応じた機動的かつ効率的な対策を速やかに実施するため、きめ細やかな長寿命化対策や機動的な防災減災対策を実施することを目的としています。

事業区分に対する採択要件

区分	対象	要件
長寿命化対策	機能保全のための農道施設整備	事業費の合計が 2 百万円以上 受益農業従事者数が 2 者以上 工期が原則 3 か年以内
防災減災対策(自然災害等対策)	農道施設の耐震化対策及び防災上の観点から行う危険箇所の整備	全幅員 4m 以上 次の条件いずれかに該当する路線 →災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの →地域防災計画に位置付けられた避難路、迂回路、緊急輸送路
機能保全計画策定等	機能保全計画の策定(計画策定に必要な機能診断を含む)	ハードと併せて行うもの
実施計画策定	施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定	
耐震性点検・調査	過去に大規模地震が発生したところのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する耐震性調査	
安全度評価	大規模地震が発生した地域における施設の機能を診断する、又は今後の災害を未然に防止するために緊急的に必要な点検・調査、補修等	

事業主体、補助率

事業主体：県、市町村、団体

国補助率：ハード 50%等

ソフト 定額（助成上限額 1 千万円）

（５）農村地域防災減災事業（農道防災対策工事）について 教えてください。

事業の目的

既設の農道橋等の耐震化対策や危険箇所の整備を行うことにより、避難・救護活動に資することを目的とします。

事業区分に対する採択要件

区分	対象	要件
地域防災機能増進事業 (農道防災対策工事)	農道橋や農道トンネルの耐震化対策、危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの	総事業費がおおむね 8 百万円以上 防災受益面積がおおむね 30ha 以上
地域防災機能増進事業 (実施計画策定)	農道橋や農道トンネルの耐震整備や危険箇所の整備等に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定	
農業用河川工作物等応急対策事業(農業用河川工作物等緊急耐震対策事業)	農業用道路横断工作物の耐震補強整備	総事業費がおおむね 8 百万円以上
農業用河川工作物等応急対策事業(実施計画策定)	農業用道路横断工作物の耐震整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定	

事業主体、補助率

事業主体：県、市町村、団体

国補助率：50%